

令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和8年5月14日
国立大学法人神戸大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をとりまとめたので、公表する。

1. 令和7年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和8年3月変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業・その他の省エネ改修事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、建築物の建築・改修の設計業務に関して、以下のとおり環境配慮契約を行った。

○本学建築物の建築・改修の設計業務において、設計業務の特性を考慮した効果的な環境負荷低減に関する提案（一般的な項目の網羅的提示ではなく、気候・敷地形状・周辺状況等を考慮し、設計に当たっての考え方や具体的な取組方法等、より効率的な方策を示すこと）をさせた。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会については、環境省ホームページに掲載された説明動画及び資料を担当者が適宜確認するよう周知を図った。